## 高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 28 年 6 月 23 日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　廣瀬　　博

記

１．⑶⑯ヌ及びルを次のとおり改める。

ヌ　中越サマーフリーパス

㈠　割引をする自動車

㈠に定める期間のうち連続する最大３日間に、㈡(a)に定める区間内のインターチェンジから㈡(b)に定める区間内のインターチェンジまで往復し、㈡(b)に定める区間内を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための東日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限る。）。

㈡　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

| 車　種 | 料金の合計額 |
|---|---|
| 軽自動車等 | 5,800円 |
| 普通車 | 7,300円 |

㈢　実施する期間

平成28年７月１日から同年８月９日及び平成28年８月16日から同年９月30日まで。

㈣　適用区間

(a)　出発及び到着エリア

関越自動車道の本庄児玉インターチェンジから渋川伊香保インターチェンジまで、上信越自動車道の藤岡インターチェンジから富岡インターチェンジまで及び北関東自動車道の高崎ジャンクションから太田桐生インターチェンジまでの区間。

(b)　周遊エリア

関越自動車道の湯沢インターチェンジから長岡インターチェンジまで及び北陸自動車道の三条燕インターチェンジから米山インターチェンジまでの区間。

㈤　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してマイレージ割引を適用する。

ル　おけさ海道　佐渡島往復パス

㈠　割引をする自動車

㈠に定める期間のうち連続する最大４日間に、㈡に定めるＡインターチェンジからＢインターチェンジまで往復して通行するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち、軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための東日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限る。）。

㈡　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

| 通　行　す　る　区　間 | 料金の合計額 | |
|---|---|---|
| | 軽自動車等 | 普通車 |
| Ａインターチェンジからインターチェンジまでの往復 | 8,000円 | 10,000円 |

㈢　実施する期間

平成28年８月19日から同年11月30日まで。

㈣　適用インターチェンジ

| | |
|---|---|
| Ａインターチェンジ | 東北自動車道の川口ジャンクションから羽生インターチェンジまで、関越自動車道の練馬インターチェンジから花園インターチェンジまで及び首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの間の各インターチェンジ。 |
| Ｂインターチェンジ | 磐越自動車道の新潟中央インターチェンジ、上信越自動車道の上越高田インターチェンジ、日本海東北自動車道の新潟亀田インターチェンジ並びに北陸自動車道の新潟西インターチェンジ及び上越インターチェンジ。 |

㈤　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してマイレージ割引を適用する。

１．⑶⑯タの次に次のとおり加える。

レ　夏の北東北いくべぇフリーパス

㈠　割引をする自動車

㈠に定める期間のうち連続する最大２日間又は３日間に、㈡に定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための東日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限る。）。

㈡　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

| 車　種 | 料金の合計額 | |
|---|---|---|
| | ２日間利用 | ３日間利用 |
| 軽自動車等 | 5,000円 | 6,000円 |
| 普通車 | 6,500円 | 7,500円 |

㈢　実施する期間

平成28年６月24日から同年８月９日及び平成28年８月30日から同年10月３日まで。

㈣　適用区間

東北自動車道の一関インターチェンジから青森インターチェンジまで、日本海東北自動車道の岩城インターチェンジから河辺ジャンクションまでの区間並びに八戸自動車道、青森自動車道、釜石自動車道、秋田自動車道、秋田外環状道路、琴丘能代道路、湯沢横手道路及び百石道路の全区間。

㈤　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してマイレージ割引を適用する。

２．のうち、「平成72年５月12日」を「平成72年５月３日」に改める。